

平成28年 2月24日

川西市立中央図書館
館長 田淵 敏子 様

川西市図書館協議会
会長 仲井 徳

「川西市民が望む図書館像とは」(川西市図書館協議会意見書)

1. はじめに

川西市立中央図書館は、川西市文化の象徴であり、川西市文化のバロメーターである。本市がどのような図書館を目指すかによって、川西市の将来像が決定されると言っても過言ではない。図書館は、市の未来を支える有意な市民を育てる機関である。

本市の第5次総合計画(前期基本計画)においても、地域の活性化が掲げられている。中央図書館は開館から25年が経過しているが、現在も日々たくさんの利用者が図書の貸出や閲覧、調べ物、図書館行事への参加などで図書館を利用している。図書館こそ地域活性化の中心であるべきである。

2. 中央図書館の歩み

- (1) 川西市立中央図書館は、平成3年4月にアステ川西ビル内にオープンした。当時は、駅前ビルに立地する全国でも数少ない図書館として注目された。開館当初は、蔵書数17万冊、年間貸出冊数は55万冊であったが、平成25年度には、蔵書数33万冊弱、年間貸出冊数は80万冊に増加している。この間、図書館事業として、おはなし会などの子ども向け行事や障がい者の読書のバリアフリーに係る事業など、広く市民の読書活動推進に係る事業を継続して実施している。
- (2) 市内の公民館図書室との連携については、図書館システムの共有や図書運搬車の運行により、図書館で借りた本が市内のどの公民館でも返すことができ、中央図書館の本を公民館で予約し、受け取ることができるなど公民館とのネットワークづくりを進める一方で、昭和58年度から稼働していた移動図書館を平成20年度に廃止した。また、学校図書館とは、団体貸出により読書指導や学校図書館の活性化を図書館資料により支援するとともに、平成26年度からは学校図書館応援プロジェクトを実施し、図書館の「本」、「人」、「施設」による学校との連携強化を図っている。
- (3) 図書館職員について、開館当初から、図書館の運営・管理、各種事業の企画立案など、総合的に図書館サービスに関わる正職員と、図書館司書としての技能を發揮し、専門職として図書館サービスの実務に関わる嘱託職員、窓口業務を主とし、正職員のもとで事務補助にあたる臨時職員により構成されていた。しかしながら、川西市の行財政改革の進行を反映して、平成20年度には、指定管理者制度の導入につき諮問を受け、図書館協議会として「指定管理者制度導入について」(提言)において図書館の直営を維持するべきであることを中央図書館長に答申した。この答申後も中央図書館では、正職員、嘱託職員、臨時職員による直営体制を堅持しているが、平成

25年度には正職員が大幅に減員し、嘱託職員の増員により図書館の運営を維持している。

3. 図書館をとりまく環境の変化

(1) 少子高齢化

全国規模で少子高齢化が進行しており、京阪神のベッドタウンとして発展してきた川西市においても同傾向が進んでいる。図書館においても高齢者の利用が増加する一方、小中高生の利用が減少している。高齢者の読書傾向に対する配慮や小中高生の図書館利用を増やす工夫が必要であろう。

また、少子高齢化に伴い、介護を受ける人、介護をする人が増加しており、こうした人々へ「生活情報」提供等の新たな図書館サービスを考えなければならない。

(2) ICT（情報通信技術）の発達

近年のICTの発展は目覚ましいものであり、図書館管理や図書館資料に大きく影響している。インターネットを活用した図書の予約や図書館を利用する障がい者への支援、自動貸出機・返却機の導入による省力化、ICTタグを図書館資料に添付することによる資料管理の簡便化、電子書籍の提供、デジタルライブラリの構築などが各地の図書館でも導入され、それにより図書館利用者への便宜を図っている。なかでもデジタルライブラリの構築は、図書館にとって急務である。

(3) 行財政改革の進行

国内において税収が減少するなか、各地方自治体では行財政改革を進めて、地域住民に対してより効果的、効率的な行政サービスを提供できるよう様々な施策が試みられている。公共施設等の指定管理者制度導入もそういった施策の一つである。公共図書館においても、運営経費の削減と、良質な図書館サービスの提供を目的に、指定管理者制度を導入する館が増えてきている。現状では阪神間の公共図書館においても尼崎市や伊丹市において分館レベルで導入されているほか、平成26年度には三田市立図書館も導入した。しかし、一方では、委託を受けた図書館と教育委員会との意思疎通や地域行政資料の収集がうまく機能しないなどの問題点が指摘されている。図書館をとりまく環境や社会情勢は常に変化しており、市民の価値観も多様化してきている。これに伴い、市民の求める図書館像も、「図書の貸出を中心としたもの」から「地域の情報拠点」として新たなサービスが求められるようになってきている。

4. 市民が望む図書館像とは

図書館活動は、単なる行政組織に終わらない。図書館が、市民に望まれる存在となるためには、次のことが求められる。

- (1) 図書館は、無償で本の貸出と情報提供を行うという点で、経済的弱者の味方であり、さらなる生活密着型のサービスを行うことが求められる。また、地域コミュニティの活動を支援し、発展させることで民主主義社会のインキュベーター（孵卵器）となる。
- (2) 図書館は、あらゆる類縁の文化的施設及び行政当局と連携して図書館サービスの拡大と深化を目指さなければならない。
- (3) 図書館主催の文化的行事（講演会、展示会、演奏会、映画会、読書会、読み聞かせ会など）を通じて地域コミュニティ形成（地域活性化）の核とならなければならない。

- (4) 図書館は、あらゆる図書・雑誌・情報の蓄積に責任を持たなければならない。例えば、絶版書、大部な事典・辞典や全集本など、個人の蔵書で賄えない資料をも保存しなければならない。また、図書館職員は、収集した資料や情報に対して解題・解説ができる専門性が求められる。また、優秀な専門職を配置することによって、図書館類縁機関との連携も深まり、図書館サービスが拡充できる。

5. 地域の情報拠点として

前項で列記した市民に望まれる図書館となるために求められる事項を実現するため、図書館は、地域の情報拠点となるよう、次に掲げる図書館サービスを行わなければならない。

- (1) 地域コミュニティの中心となって、「暮らし」、「生活情報」を提供し、図書館活動によって、住みよい街、永住したい街、子育てに最適な街、住民が力を合わせて生活・文化を守る町を形成できるように努める。
- (2) 保育所・幼稚園・学校・公民館などの教育機関との連携により、図書館サービスを充実させる。
- (3) 郷土資料・地域行政資料の収集、整理、情報の提供を行う。また、資料館等との連携を行うことで、過去の歴史資料を含めた幅広いサービスを展開する。
- (4) 大学図書館、専門図書館、博物館・美術館等との連携を行い、市民の学術資料利用の便宜を図る。
- (5) ボランティアとの協働を促進し、図書館サービスの充実を図る。
- (6) デジタルライブラリが構築されれば、情報処理の専門家により、ある程度、図書館サービスを限定、特化しても情報サービスは可能である。

6. 川西市民が望む図書館であるためには

川西市立中央図書館が前述の図書館活動を実施し、市民が望む図書館であるためには、次の要件を確保することが望まれる。

- (1) 図書館司書の増員と資質の向上
- (2) 資料の充実と図書館資料購入費の増額
- (3) 図書館施設の拡充

図書館の運営形態としては、①直営方式と②業務委託方式（指定管理者制度を含む）が考えられるが、公共文化施設としてのサービスを担保するうえで、大前提となるのは直営方式である。図書館の直営を続けることで、図書館の人材育成が適い、「川西市民が望む図書館像」にさらに近づけるものとする。

図書館員は、「ブックスタート」による乳幼児へのサービスから終活に至るまで、生涯に亘る生活支援機関であることを強く認識し、外部からのアイデアや提案、工夫等を取り入れながらも、最終的には専任の図書館員が覚悟と責任を持って、図書館サービスというこの文化事業を担うべきであろうと考える。

川西市民が望む図書館であるために、川西市立中央図書館は今回の審議結果を尊重し、この意見書に則り図書館サービスを進めることで、将来に亘って市民に愛され、親しまれる図書館となるよう願うものである。